

(様式 1-3)

福島県 (南相馬市) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	168	事業名	被災地域農業復興総合支援事業 (南相馬市小高園芸団地地域営農支援施設)	事業番号	(5)-43-30
交付団体	福島県	事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (間接)		
総交付対象事業費	25,805 (千円)	全体事業費	1,143,603 (千円)		
帰還環境整備に関する目標					
<p>震災前、小高区における園芸は大根やブロッコリー等を中心とした土地利用型野菜で約 2 億円の売り上げを創出していたが、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の影響で、小高区全域が避難指示区域に指定され避難を余儀なくされたことにより営農が完全に中断し、壊滅状態となっている。</p> <p>平成 28 年 7 月に小高区の避難指示が解除され一部営農再開したものの、農業者の帰還が進まないことや、農作物に対する風評被害、さらには高齢化などの影響で小高区の園芸を震災前の状態に復旧するのは難しい状況である。</p> <p>そこで、本市では、小高区において、地元住民の帰還促進や定年帰農をはじめ、Uターンなどの就農機会の増大と営農再開に資するため、以下の施設を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none">① 水稲経営を再開する負担軽減のための育苗ハウス② 高齢者でも比較的取り組みやすく、きゅうりやスナップえんどうによる周年栽培が可能なモデル経営実践に必要な園芸用パイプハウス③ 播種、出芽、緑化、予冷、選果等の複合的な機能を有し、自ら生産した品目のみならず、周辺生産者が生産した各種園芸品目を集出荷する複合施設 <p>また、本施設ではモデル経営体としての実践に加え、新規就農者等の研修受け入れや養液栽培、環境制御などの新技術など様々な営農再開の取組を支援することで、小高区の帰還促進を担う施設となることを目指す。</p>					
事業概要					
1 小高園芸団地地域営農支援施設工事 1,143,603 千円					
【令和元年度】 25,805 千円 (設計費)					
【令和2年度】 1,117,798 千円 (工事費)					
2 施設面積 38,431.9 m ² (鉄骨ハウス 5 棟、パイプハウス 47 棟)					
3 場所 南相馬市小高区飯崎及び大田和地内					
4 整備内容					
営農再開と帰還促進を担う施設として、水稲育苗や園芸品目の生産及び地域で生産された園芸品目の集出荷を行う施設の整備を行う。具体的な事業内容は以下のとおり。					
① 育苗ハウス					
鉄骨ハウス 5 棟を整備し、水稲の緑化苗の硬化等、育苗を行うとともに、水稲の育苗期間終了後はきゅうりの簡易養液栽培を導入することで、省力化を図りながら、年間を通した育苗ハウスの有効活用を図る。					
② 園芸用パイプハウス					
パイプハウス 47 棟を整備し、養液土耕栽培によるきゅうりを主軸とした周年栽培 (雨よけきゅうりの裏作りにスナップえんどう) を行うことで、年間を通した出荷体制の整備と施設の利活用を図る。本施設には、自動環境制御などの高度技術を取り入れ、省力化と増収を図る。					
③ 集出荷複合施設					
本施設では、パイプハウス 47 棟で生産されるきゅうり、スナップえんどう及び近隣の農家が生産する野菜や花き等を集出荷することで近隣の園芸農家も含めた負担の軽減と所得の向上を図るとともに地域の園芸振					

興の中心的な施設として活用する。

①～③の施設に必要な人員については帰還者や地元雇用で賄うこととし、モデル農業経営を行うことで、小高区の園芸振興の牽引的な施設として活用する。また、新規農業者の受け入れにより、ハウス園芸の研修施設として活用することとする。

5 事業期間

令和元年度～令和2年度

6 供用開始時期

令和3年4月

7 施設の役割

- ①水稲育苗の負担軽減となる。
- ②小高区園芸復興の牽引となる。
- ③復興組合終了後の地元雇用に貢献する。
- ④地元農家も含めた生産・加工・出荷・販売の一貫体制を確立する。
- ⑤モデル農業経営を創出する。
- ⑥新規就農者等の研修受け入れを行う。
- ⑦養液栽培や環境制御などの新技術を実践する。

【南相馬市復興総合計画】

基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり

基本施策（2） 農林水産業の再興

施策① 農業の再生と振興

施策の展開 生産性の高い農畜産業の推進

【小高復興アクション・プラン】

農業の再生 重点プロジェクト

当面の事業概要

令和元年度 実施設計

令和2年度 本体施工

地域の帰還環境整備との関係

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、小高区は全域が避難指示区域に指定され避難を余儀なくされた。平成28年7月に小高区の避難指示が解除されたが、未だ帰還が進まない状況である。

そこで、本市は今後の小高区の課題解決を図るため「小高復興アクション・プラン」を策定（平成29年11月）し、その中で小高区における農業再生のための具体的な取組のひとつとして、今回の園芸施設の整備を重点プロジェクトとして位置付けている。

当該施設については最大25名の雇用を募る予定であり地元住民の帰還促進や定年帰農をはじめ、Uターンなどの就農機会の増大に資することが期待される。

また、モデル農業経営の実践や新規就農者等の研修受け入れ、養液栽培や環境制御などの新技術を実践するなどさまざまな取組を実践することで、小高区の帰還促進を担う施設となることを目指す。

関連する事業の概要

効果促進事業を活用予定（造成工事）（第25回申請）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

